

資料編

川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成25年12月24日条例第75号

改正平成27年3月23日条例第17号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等（国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。）相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。
- 3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（保健医療サービス等を提供する者の責務）

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等（以下「保健医療サービス等」という。）を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

（学校等の責務）

第6条 学校その他これに類する教育機関（以下「学校等」という。）は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

（市民の役割）

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（自殺対策総合推進計画の策定等）

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

（1）自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

（2）自殺の防止等に関する市民の理解の増進

（3）自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

（4）職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

（5）自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

（6）自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

（7）自殺未遂者に対する支援

（8）自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

（9）民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量

的な目標を定めるものとする。

（留意事項）

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）各区又は地域の実情に配慮すること。

（2）次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。

ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割

イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割

（3）市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

（評価及び報告書の作成等）

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

（自殺対策評価委員会）

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（連携のための仕組みの整備）

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

（趣旨）

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成25年条例第75号）に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- （2）自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- （3）自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- （4）自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- （5）その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者（以下「委員」という。）で構成するものとする。

（会議）

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

（部会）

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議（部会に関する事項にあっては、部会）で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	機 関 ・ 団 体 名
学識経験者	精神保健福祉関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市区役所保健福祉センター

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

（目的）

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- （1）自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- （2）自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- （3）庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- （4）庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- （5）その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

（組織及び構成）

第3条 推進会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 推進会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

（幹事会）

第5条 推進会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第7条 推進会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

- 2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱（平成19年10月31日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1（推進会議）

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	こども未来局	こども未来局長
5	経済労働局	経済労働局長
6	川崎区役所	川崎区長
7	幸区役所	幸区長
8	中原区役所	中原区長
9	高津区役所	高津区長
10	宮前区役所	宮前区長
11	多摩区役所	多摩区長
12	麻生区役所	麻生区長
13	病院局	病院局長

14	消防局	消防局長
15	教育委員会	教育次長
16	健康福祉局	健康福祉局長

別表 2（幹事会）

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	こども未来局	総務部企画課長
6	経済労働局	産業政策部庶務課長
7	川崎区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
8	幸区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
9	中原区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
10	高津区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
11	宮前区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
12	多摩区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
13	麻生区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
14	病院局	経営企画室経営企画担当課長
15	消防局	警防部救急課長
16	教育委員会	総務部企画課長
17	健康福祉局	総務部企画課長

自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、

整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

【各種相談窓口一覧】

分野別	相談機関	電話番号	受付時間
こころの健康について	川崎いのちの電話	044-733-4343	365日 24時間
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00～翌8:00（通話無料）
	こころの電話相談 （川崎市精神保健福祉センター）	044-246-6742	平日 9:00～21:00
	精神保健福祉相談	川崎区役所保健福祉センター	平日 8:30～12:00 13:00～17:00 精神保健福祉相談をお受けしています ※詳細は各区にお問合せください
		幸区役所保健福祉センター	
		中原区役所保健福祉センター	
		高津区役所保健福祉センター	
		宮前区役所保健福祉センター	
		多摩区役所保健福祉センター	
		麻生区役所保健福祉センター	
経済や生活の問題について	神奈川県弁護士会川崎法律相談センター	044-223-1149 予約のための電話になります	月・水・金 9:30～17:00 火・木 9:30～19:30 土・日・祝日 13:00～17:00
	神奈川県司法書士会 裁判・多重債務テレホン相談	045-641-1389	平日 13:00～16:00
	神奈川県司法書士会 一般法律相談	045-641-6110	平日 16:00～19:00
	法テラス川崎	050-3383-5366	平日 9:00～17:00
	司法書士相談（クレジット・サラ金相談含む 予約制）	044-200-3939 予約のための電話になります	開催区により曜日が異なります 13:00～16:00
	だいJOBセンター（川崎市生活自立・仕事相談センター）	044-245-5120	平日 10:00～18:00
消費者トラブル	川崎市消費者行政センター	044-200-3030	月～金曜日 9:00～16:00 土曜日 10:00～16:00 ※日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く ※金曜日は電話相談のみ19:00まで受付 ※土曜日は電話相談のみ受付
職場や仕事について	川崎南地域産業保健センター	044-200-0668	平日 10:00～12:00 13:00～16:00
	川崎北地域産業保健センター	044-322-0314	平日 10:00～12:00 13:00～16:00
	川崎市労働相談	経済労働局労働雇用部 044-200-2272	（電話） 平日 8:30～17:00 （面接） 平日 10:30～13:00 14:00～17:00
		中原区役所地域振興課 044-744-3156	（電話） 平日 8:30～17:00 （面接） 平日 8:30～12:00 13:00～15:00
	神奈川県かながわ労働センター 川崎支所	044-833-3141（代）	平日 8:30～17:15（12～13時を除く）
	神奈川県司法書士会 労働問題テレホン相談	045-662-9133	毎週水曜日 13:00～16:00
	神奈川県弁護士会川崎法律相談センター	044-223-1149 予約のための電話になります	月・水・金 9:30～17:00 火・木 9:30～19:30 土・日・祝日 13:00～17:00
	川崎市人権オンブズパーソン （セクハラ・性差別）	044-813-3111	月・水・金 13:00～19:00 土 9:00～15:00 （祝日・年末年始を除く）
	ハロー・ウィメンズ110番 （女性の生き方、働き方、人間関係等を含む）	044-811-8600	月～木 10:00～15:00 金 15:00～20:00 日 12:00～17:00
	男性のための電話相談 （男性の生き方、働き方、人間関係等を含む）	044-814-1080	毎週水曜日 18:00～21:00

分野別	相談機関	電話番号	受付時間
学校・教育について	川崎市総合教育センター 子ども専用電話相談	044-844-6700	平日 9:00~16:30
	川崎市総合教育センター 24時間子供SOS電話相談	044-522-3293	毎日 24時間
	川崎市教育委員会 インターネット問題相談窓口	044-844-3638	平日 8:30~12:00 12:45~18:00 18:45~20:15
	川崎市人権オンブズパーソン 子どもの権利の侵害（いじめ、虐待、学校でのトラブルなど）の相談	0120-813-887（こども専用・無料） 044-813-3110	月・水・金 13:00~19:00 土 9:00~15:00 （祝日・年末年始を除く）

家庭や人間関係、特定の相談について	児童虐待	川崎市児童虐待防止センター	0120-874-124	365日 24時間
		児童・青少年電話相談	044-542-1567	平日 9:00~20:00
	DV等 人権相談	ハロー・ウィメンズ110番 （女性の生き方、働き方、人間関係等を含む）	044-811-8600	月~木 10:00~15:00 金 15:00~20:00 日 12:00~17:00
		男性のための電話相談 （男性の生き方、働き方、人間関係等を含む）	044-814-1080	毎週水曜日 18:00~21:00
		川崎市人権オンブズパーソン （男女平等にかかわる人権の侵害の相談）	044-813-3111	月・水・金 13:00~19:00 土 9:00~15:00 （祝日・年末年始を除く）
		川崎市DV相談支援センター	044-200-0845	平日 9:30~16:30 （祝日、年末年始を除く）
	社会的 ひきこもり相談	川崎市精神保健福祉センター ひきこもり相談担当	044-200-3246	平日 8:30~17:00 ※まずは電話でお問合せください
	高齢者の 介護負担など	お住まいの区役所保健福祉センター・地域みまもり支援センター 又は 地域の地域包括支援センター		
		川崎市認知症コールセンター 「サポートほっと」	0570-0-40104	月・火・木・金 10:00~16:00 第1、第3日 10:00~16:00 第2、第4木 10:00~20:00
	がんの治療や 療養生活など	がん相談支援センター	044-751-8280	平日 9:00~12:00 13:00~16:00
	自死遺族の方	自死遺族 ほっとライン	044-966-9951	第2・第4木曜日 12:00~16:00

